

地方交付税に関する「事業仕分け」について

平成 21 年 11 月 13 日

全国知事会地方交付税問題小委員会委員長

井戸 敏三

本日、政府の行政刷新会議が行っている「事業仕分け」において、地方交付税交付金を対象として取り上げられ、客観性を高め、政策誘導で地方交付税を使うことを考え直すという視点も含めて、抜本的な改革を行うといった議論がなされた。

地方は、三位一体改革による地方交付税の大幅削減に加え、景気後退による地方税の減収などにより厳しい財政運営を強いられるなか、職員の給与カット、定数削減など国を上回る行革努力を行いつつ、住民生活の安定に向けて福祉、教育、地域振興などの事業を進めている。

今後の地方交付税の改革にあたっては、このような地方の疲弊した実情を十分に踏まえ、以下のとおり地方交付税を復元・増額することを基本に検討されたい。

1 地方交付税の地域間格差是正機能の復元と増額

三位一体改革の結果、地方交付税の地域間格差是正機能が大幅に減少している。厳しい経済状況や地方財政の現状からみて、地方交付税の地域間格差是正機能が回復するよう、地方交付税を増額すること。

このため、平成 22 年度地方財政計画においては、景気低迷等による地方税等の減収を実態に即して的確に見込んだうえで、概算要求で示された地方交付税総額（出口ベース）の 1 兆円の増額はもとより、必要となる地方交付税総額を確保すること。

2 社会保障や経済雇用対策のための地方の財政需要の適切な積み上げ

国においては、社会保障に係る経費の増嵩分が予算規模を拡大させているが、地方は、地方財政計画の規模の水準を抑えられている結果、社会保障関係費の増嵩がその他の経費を大幅に圧縮している。

地域における福祉サービスを安定的に供給することはもとより、日本経済を支える地域経済を活性化するため、地域の実情に応じた施策展開のための財政需要を適切に積み上げること。

3 義務的経費の交付税算入不足、標準的行政経費の未算入の解消

公債費、医療関係費など義務的経費において、基準財政需要額が決算額を大きく下回っていることから、算入不足を解消するよう地方交付税を増額すること。

また、地方公共団体において広く実施されている乳幼児や障害者等への医療費助成などは、標準的な行政サービスとして新たに基準財政需要額に反映すること。

4 交付税率の引き上げと予見可能性の向上

常態化している地方財政収支の財源不足については、平成 22 年度には財源不足額が 13.4 兆円を上回る見込みである。

このため、平成 22 年度地方財政対策においては、概算要求で示された財源不足の補てんに係る国負担分相当額について交付税率を引き上げ、3 年間固定することにより地方交付税の予見可能性の向上を図ること。

また、地方財政計画の策定過程の透明化を図るとともに、基準財政需要額の算定方法においても地方交付税の予見可能性を高めること。